議案第67号

南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月19日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例

南あわじ市農業共済条例(平成30年南あわじ市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第17条第5項ただし書中「届出伝染病に限る。」の次に「以下同じ。」を加える。

第53条第1項の表を次のように改める。

31 00 X 31 I X 12 I	♥を次のように改める。
包括共済家畜区	共済事故としないもの
分(死廃)	
搾乳牛、育成乳	次に掲げるいずれかの共済事故
牛	ア 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原
	因(地震及び噴火を含む。以下この表において同じ。)
	による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
	イ 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原
	因による廃用以外の廃用
	ウ 第3条第2項第5号及び第6号に掲げる場合にお
	ける廃用
繁殖用雌牛、育	次に掲げるいずれかの共済事故
成・肥育牛	ア 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原
	因による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
	イ 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原
	因による廃用以外の廃用
	ウ 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる場合
	における廃用
繁殖用雌馬、育	火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因に
成・肥育馬	よる死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
種豚	次に掲げるいずれかの共済事故

	ア 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原		
	因による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用		
	イ 第3条第2項第1号から第3号までに掲げる場合		
	における廃用		
特定肉豚	火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第4条第1項		
	に規定する届出伝染病にあっては、農林水産大臣が指		
	定するものに限る。) 又は風水害その他気象上の原因に		
	よる死亡以外の死亡		

第133条第2項に次の1号を加える。

(6) 当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を超えており、 かつ、園芸施設共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させ ない旨の申出をしたこと。

第144条中「園芸施設共済資格者は」の次に「、特定園芸施設等ごとに」を加え、「この場合において、当該園芸施設共済資格者の申込みに係る共済関係全てについて、同一の金額を申し出なければならない。」を「ただし、第4号又は第5号の金額を選択する場合にあっては、当該特定園芸施設等の共済価額が第4号又は第5号の金額を超えている場合に限る。」に改め、同条に次の2号を加える。

- (4) 50 万円
- (5) 100 万円

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第17条及び第53条の改正規定 兵庫県知事の認可のあった日又は令和 元年7月1日のいずれか遅い日
 - (2) 第133条第2項に1号を加える改正規定 兵庫県知事の許可のあった日
 - (3) 第144条の改正規定及び同条に2号を加える改正規定 兵庫県知事の認可のあった日又は令和元年9月1日のいずれか遅い日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 17 条及び第 53 条の規定は、前項第 1 号に規定 する施行日以後に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係から適用す るものとし、同日前に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係につい ては、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第133条及び第144条の規定は、附則第1項第2 号及び第3号に規定する施行日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済 の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施 設共済の共済関係については、なお従前の例による。

掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

備考 行 改正案 第1条~第16条 略 第1条~第16条 略 (通知義務) (通知義務) 第17条 略 第17条 略 $2 \sim 4$ 略 $2 \sim 4$ 略 5 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書又は検案書(第3 5 家畜共済に係る前項の通知は、獣医師の診断書又は検案書(第3 条第2項第4号の場合においては、警察官の証明書又はこれに準ず 条第2項第4号の場合においては、警察官の証明書又はこれに進ず る書類)を添付しなければならない。ただし、肉豚に係る通知又は る書類)を添付しなければならない。ただし、肉豚に係る通知又は 種豚の死亡(火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項 種豚の死亡(火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第2条第1項 に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病 に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病 に限る。) 又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。) に限る。以下同じ。)又は風水害その他気象上の原因(地震及び噴 によるものを除く。) に係る通知については、この限りでない。 火を含む。)によるものを除く。)に係る通知については、この限 りでない。 6~11 略 6~11 略 第18条~第52条 略 第18条~第52条 略 (共済事故の一部除外) (共済事故の一部除外) 第53条 市との間に包括共済家畜区分(死廃) (群単位肉豚を除く。 第53条 市との間に包括共済家畜区分(死廃) (群単位肉豚を除く。 この条において同じ。) に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存す この条において同じ。) に係る死亡廃用共済の包括共済関係の存す る者は、当該包括共済家畜区分(死廃)ごと及び共済掛金期間ごと る者は、当該包括共済家畜区分(死廃)ごと及び共済掛金期間ごと に、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、市に対し、次の に、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、市に対し、次の 表の左欄に掲げる包括共済家畜区分(死廃)に応じ、同表の右欄に 表の左欄に掲げる包括共済家畜区分(死廃)に応じ、同表の右欄に

掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

包括共済家畜区分	<u>共済事故としないもの</u>	包括共済家畜区分	<u>共済事故としないもの</u>
(死廃)_		(死廃)_	
搾乳牛、育成乳牛、	火災、伝染性の疾病 (家畜伝染病予防法第2条第	搾乳牛、育成乳牛	<u>次に掲げるいずれかの共済事故</u>
繁殖用雌馬、育	1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1		ア 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気
成・肥育馬	項に規定する届出伝染病に限る。) 又は風水害そ		象上の原因(地震及び噴火を含む。以下この
	の他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)によ		表において同じ。)による死亡及び廃用以外
	る死亡及び廃用以外の死亡及び廃用		の死亡及び廃用
繁殖用雌牛、育	次に掲げるいずれかの共済事故		イ 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気
成・肥育牛、種豚	ア 火災、伝染性の疾病 (家畜伝染病予防法第2		象上の原因による廃用以外の廃用
	条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4		ウ 第3条第2項第5号及び第6号に掲げる
	条第1項に規定する届出伝染病に限る。) 又は		<u>場合における廃用</u>
	風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含	繁殖用雌牛、育	次に掲げるいずれかの共済事故
	む。) による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用	成・肥育牛	ア 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気
	イ 第3条第2項第1号から第3号までに掲げ		象上の原因による死亡及び廃用以外の死亡
	<u>る場合における廃用</u>		<u>及び廃用</u>
特定肉豚	火災、伝染性の疾病 (家畜伝染病予防法第2条第		イ 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気
	1項の家畜伝染病及び農林水産大臣が指定する		象上の原因による廃用以外の廃用
	同法第4条第1項の届出伝染病に限る。) 又は風		ウ 第3条第2項第1号から第3号までに掲
	水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)		<u>げる場合における廃用</u>
	による死亡以外の死亡	繁殖用雌馬、育	火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上
		成・肥育馬	の原因による死亡及び廃用以外の死亡及び廃
			<u>用</u>
		<u>種豚</u>	次に掲げるいずれかの共済事故
			ア 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気

2 • 3 略

第54条~第132条 略

(共済関係の成立)

第133条 略

2 次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときにおける前項の規定による申込みは、その者が所有する特定園芸施設(次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。)の全てについてするものとする。(1)~(5) 略

第134条~第143条 略

(小損害不塡補の基準金額)

第144条 園芸施設共済資格者は、共済金の支払条件に係る損害の額

	象上の原因による死亡及び廃用以外の死亡 及び廃用 イ 第3条第2項第1号から第3号までに掲 げる場合における廃用
特定肉豚	火災、伝染性の疾病(家畜伝染病予防法第4 条第1項に規定する届出伝染病にあっては、 農林水産大臣が指定するものに限る。)又は 風水害その他気象上の原因による死亡以外の 死亡

2 • 3 略

第54条~第132条 略

(共済関係の成立)

第133条 略

- 2 次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者である ときにおける前項の規定による申込みは、その者が所有する特定園 芸施設(次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済 に付した特定園芸施設を除く。)の全てについてするものとする。
 - $(1)\sim(5)$ 略
 - (6) 当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を 超えており、かつ、園芸施設共済資格者が当該特定園芸施設につ き共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

第134条~第143条 略

(小損害不塡補の基準金額)

第144条 園芸施設共済資格者は、特定園芸施設等ごとに、共済金の支

を、次に掲げる金額から申し出るものとする。<u>この場合において、</u> 当該園芸施設共済資格者の申込みに係る共済関係の全てについて、 同一の金額を申し出なければならない。

(1)~(3) 略

第145条以下 略

払条件に係る損害の額を、次に掲げる金額から申し出るものとする。 ただし、第4号又は第5号の金額を選択する場合にあっては、当該 特定園芸施設等の共済価額が第4号又は第5号の金額を超えている 場合に限る。

- (1)~(3) 略
- (4) 50万円
- (5) 100万円

第145条以下 略

議案第68号

令和元年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価の 改正について

令和元年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価を別紙のとおり改正することについて、南あわじ市農業共済条例(平成30年南あわじ市条例第38号)第5条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月19日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

令和元年度農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価

(単位:千円)

			(十匹・111)
方 式	賦課単	価	賦 課 総 額
農作物共済割			3,357
水稲共済割			
一筆方式	共済金額の0.	3 5 %	3, 356
半相殺方式	" O.	3 5 %	_
全相殺方式	<i>"</i> 0.	2 1 %	_
品質方式	<i>"</i> 0.	1 8 %	_
地域インデックス方式	<i>"</i> 0.	1 1 %	_
一筆半損特約 (半相殺方式を除き上記賦課単価に加算)	" O.	0 7 %	_
麦 共 済 割			
一筆方式	<i>"</i> 0.	7 0 %	1
半相殺方式	<i>"</i> 0.	7 0 %	_
	<i>"</i> 0.	4 2 %	_
災害収入共済方式	<i>"</i> 0.	3 5 %	_
地域インデックス方式	" O.	2 1 %	_
一筆半損特約 (半相殺方式を除き上記賦課単価に加算)	" O.	1 4 %	_
家 畜 共 済 割			19,768
死亡廃用共済	<i>"</i> 0.	2 6 %	14,758
疾病傷害共済	<i>"</i> 2.	0 0 %	4,980
農業災害補償法(旧法)の規定により成立する家畜共済			
乳牛の雌等(子牛等除く)	" 0	9 O 9/	1.0
種豚・一般馬	<i>"</i> 0.	8 0 %	1 0
肉用牛等(子牛等除く)	<i>"</i> 0.	6 0 %	2 0

果樹共済割		2
半相殺方式	" 0.60%	2
全相殺方式	" 0.36%	_
災害収入共済方式	" O. 30%	_
地域インデックス方式	" O. 18%	_
畑 作 物 共 済 割		1
一筆方式	" 0.60%	1
半相殺方式	" 0.60%	_
全相殺方式	" 0.36%	_
地域インデックス方式	" O. 18%	_
園 芸 施 設 共 済 割		1 3 9
ガラス室Ⅱ類, プラスチックハウスV類	" 0.02%	2 5
プラスチックハウス Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ(甲・乙),Ⅵ, Ⅶ類	" 0.10%	1 1 4
合	計	23, 267

- ※収入保険に加入するため等に共済関係を解除する場合又は、始期統一等による1年未満の引受については、当該共済責任期間に相当する額とする。
- ※園芸施設共済の共済関係において、周年被覆されていない園芸施設は、被覆期間に相当する額とする。
- ※園芸施設共済の共済関係において、市が農業者団体と協定を締結し、一斉加入受付による引受を行った場合は、上記の賦課単価に以下の割引率を適用した額とする。

10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合	割引率 20%
5人以上10人未満の構成員が一斉加入受付を行った場合	割引率 10%